

# 令和7年度 住民税非課税世帯の皆さまへ



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

## 川崎市における物価高騰対策給付金の御案内

### 給付金の支給額

**1世帯あたり 1万円(1回限り)**

### 支給対象となる世帯

#### 令和7年度住民税非課税世帯

令和8年2月1日時点で川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和7年度住民税均等割が非課税の世帯  
※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯(例:親元から離れて暮らしている学生、単身赴任中の方と離れて暮らしている御家族等)は支給の対象となりません。

令和7年1月2日以降に海外から転入された方のみで構成されている世帯(「令和7年度住民税非課税証明書」を提出できない世帯)は**支給対象外**です。



### 申請期限 (申請方法は裏面を御確認ください。)

**令和8年6月30日(火)**

### 給付金の申請には期限があります!!

※電子申請の場合は、午後11時59分まで  
※郵送申請の場合は、午前9時まで(川崎港郵便局留必着)

詳しい手続きについては、次の川崎市ホームページ、川崎市物価高騰対策給付金コールセンター等で御確認ください。



スマート  
フォンの  
方は  
こちらから



### 川崎市物価高騰対策給付金コールセンター

**☎ 0120-505-211**

#### 受付時間

平日  
午前8時30分から  
午後5時15分まで

手続き方法の詳細については裏面を御確認ください。▶▶▶

# 給付金の申請には期限があります！！ 令和8年6月30日(火)

## ①「支給のお知らせ」(圧着はがき)が届く世帯

令和6年度川崎市物価高騰対策給付金の受給履歴があり、支給対象となりうる世帯

**手続方法** 令和8年4月上旬以降、「支給のお知らせ」が届きます。**支給要件を御確認ください。**  
「支給のお知らせ」に印字された口座に自動的に入金されます。**申請等の手続は不要です。**  
**※支給対象外等により本給付金の受給を辞退する場合は、手続が必要です。**

## ②「確認書」(封書)が届く世帯

支給対象となりうる世帯だが、①「支給のお知らせ」の送付対象でない世帯

**手続方法** 令和8年4月上旬以降、「確認書」が届きます。**支給要件を御確認の上**、同封の返信用封筒で郵送申請してください。電子申請する場合は、確認書の「提出方法」欄に印字された2次元コード又はURLからWEBサイトにアクセスし、申請してください。

## ③「申請書」の提出が必要な世帯

支給対象世帯と思われるが、①「支給のお知らせ」②「確認書」が届かない世帯(**DV等**により住民票を移さず川崎市に避難している世帯、令和7年1月1日以降に**複数回転居**された方や、**離婚等**により世帯構成が変更になった世帯、令和7年度住民税の**税額が変更**になった世帯等、川崎市で支給対象と確認できない世帯)

**手続方法** 令和8年5月上旬に申請書を市ホームページに掲載します。申請書及び必要書類を**電子申請**又は**郵送**で提出してください。郵送により申請書を提出する場合は、市ホームページから申請様式をダウンロードして御使用ください。  
※電子申請もダウンロードも困難な場合は川崎市物価高騰対策給付金コールセンター(0120-505-211)にお問い合わせください。



### 物価高騰対策給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」等に御注意ください！**

自宅や職場等に都道府県・市区町村や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの区役所(支所)、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。



※本給付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、川崎市が実施するものです。